Ⅰ 令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他(内容を(2)に記入してください)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度が初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他(内容を(4)に記入してください。)		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他(内容を(6)に記入してください。)		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
40	40	21	12	13	4	7	21	30	2	0	10	10	3	2	34	0	1	1	20	7	16	0	0	0	3	3	16	0	9	5	1	9
奈良県	奈良市	○	○		○		○	○	○		○	メールサービス(さくら連絡網)での制度案内メールの送信			○						○									○		○
奈良県	大和高田市	○	○	○			○	○							○						○						○					
奈良県	大和郡山市		○		○	○	○	○							○						○											○
奈良県	天理市	○	○	○			○	○							○				○								○					
奈良県	橿原市	○		○			○	○					○						○								○		○	○		
奈良県	桜井市	○	○	○			○	○							○				○										○			
奈良県	五條市	○									○	①各学校に対して当該制度を書面にて周知 ②教職員が家庭訪問時に保護者に対して説明			○				○								○					
奈良県	御所市					○	○	○							○				○								○					
奈良県	生駒市	○	○			○	○	○							○						○						○					
奈良県	香芝市	○	○					○							○				○	○	○								○			
奈良県	葛城市	○					○	○							○						○								○			
奈良県	宇陀市	○				○	○	○							○				○								○					
奈良県	山添村		○					○			○	各学校に保護者宛ての案内文を配布してもらう			○				○										○			
奈良県	平群町	○	○	○			○	○							○						○						○					
奈良県	三郷町	○		○				○			○	前年度認定の家庭には、家庭訪問時に個別に周知			○						○								○	○		
奈良県	斑鳩町		○	○				○							○				○	○	○											○
奈良県	安堵町				○	○	○	○							○				○													○
奈良県	川西町	○		○				○							○					○												○
奈良県	三宅町			○				○							○					○												○
奈良県	田原本町	○	○	○							○	学校だより(4月号)に記載			○				○						○	小学校入学前に入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出				○		
奈良県	曽爾村						○	○							○				○													○
奈良県	御杖村										○	家庭訪問の際、制度説明を行う			○						○											
奈良県	高取町						○	○							○					○							○			○		
奈良県	明日香村				○	○		○							○						○						○					
奈良県	上牧町							○			○	入学通知とともに案内を送付している。(町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付。町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。)			○						○											
奈良県	王寺町	○	○	○				○							○						○								○			
奈良県	広陵町	○					○	○							○				○						○	令和4年度の前倒し支給(令和5年度新入学分)については、新小1は教育委員会に提出、新中1は在籍している各小学校に提出。			○			○
奈良県	河合町	○					○	○							○				○													
奈良県	吉野町					○	○	○					○								○										○	
奈良県	大淀町	○					○	○							○				○								○					
奈良県	下市町	○					○	○							○				○								○		○			
奈良県	黒滝村						○	○							○						○											
奈良県	野迫川村										○	学校が把握しているため、通知は行っていない。					○	該当しないため。							○	該当しないため。						
奈良県	天川村			○											○				○								○					
奈良県	十津川村	○							○						○						○						○					
奈良県	下北山村	○												○					○								○					
奈良県	上北山村						○								○					○												
奈良県	川上村										○	児童扶養手当受給者を対象としているため担当課に照会し個別に書類を送付している。	○						○								○					
奈良県	東吉野村										○	学校から該当する家庭に案内している。		○					○													
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合			○				○							○					○												○

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>（1）実施・検討状況について						<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合の支給時期（複数回支給している場合は最初の時期）											<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）											<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エの場合の①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期		<小学校>（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）						<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品等その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所に配布	キ．域内の小中学校及び保護者に対して案内を配布（1兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）											
40	40	27	4	5	1	3	0	0	27	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	24	0	9	9	13	8	6	1	0	0	0	3	3	0	3	0	2	1	0	1		
奈良県	奈良市	○							○											○		○	○		○																
奈良県	大和高田市	○							○											○		○	○	○																	
奈良県	大和郡山市	○							○											○		○	○	○	○	○															
奈良県	天理市	○							○											○				○																	
奈良県	橿原市	○							○											○				○																	
奈良県	桜井市	○							○											○				○																	
奈良県	五條市	○							○									○				○	○		○																
奈良県	御所市	○							○											○						○															
奈良県	生駒市	○							○											○		○	○			○															
奈良県	香芝市	○							○											○		○	○		○																
奈良県	葛城市	○							○											○				○																	
奈良県	宇陀市	○							○											○						○															
奈良県	山添村			○																																○					
奈良県	平群町	○							○											○				○																	
奈良県	三郷町	○							○										○					○																	
奈良県	斑鳩町	○							○											○			○				○														
奈良県	安堵町	○							○											○					○																
奈良県	川西町	○							○											○		○		○																	
奈良県	三宅町	○							○											○				○																	
奈良県	田原本町	○							○											○				○																	
奈良県	曽爾村			○																																	○			検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前支給をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、別途制服購入費の補助あり）
奈良県	御杖村		○									○																													
奈良県	高取町	○							○											○				○																	
奈良県	明日香村	○							○										○						○	○															
奈良県	上牧町	○							○											○											○	入学通知とともに案内を送付している。（町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付。町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。）									
奈良県	王寺町	○							○											○		○	○	○																	
奈良県	広陵町	○							○											○		○	○		○																
奈良県	河合町	○							○											○											○	入学通知に同封して案内									
奈良県	吉野町	○							○											○						○															
奈良県	大淀町	○							○											○					○						○	就学時健康診断の際に入学前支給について説明、就学時健康診断結果に案内の書類を同封し、保護者に配布。									
奈良県	下市町			○																															○						
奈良県	黒滝村					○																																			
奈良県	野迫川村		○									○																													
奈良県	天川村		○									○																													
奈良県	十津川村			○																															○		○				
奈良県	下北山村			○																															○						
奈良県	上北山村					○																																			
奈良県	川上村				○																																				
奈良県	東吉野村		○									○																													
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合					○																																			

																																	3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）									
																																	（1）当てはまるもの１つに○をしてください。									（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全て に○）																	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品や学用品費用その費用を無償化していたため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に原へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整えて、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
40	40	28	4	6	0	2	0	0	28	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	25	0	3	0	2	1	1	2	9	3	19	0	0	8	1	2
奈良県	奈良市	○							○											○								○							
奈良県	大和高田市	○							○											○									○						
奈良県	大和郡山市	○							○											○										○					
奈良県	天理市	○							○											○										○					
奈良県	橿原市	○							○											○									○						
奈良県	桜井市	○							○											○										○					
奈良県	五條市	○							○									○																○	認定基準を整備しておらず、現在検討もしていない。
奈良県	御所市	○							○											○										○					
奈良県	生駒市	○							○											○								○							
奈良県	香芝市	○							○											○								○							
奈良県	葛城市	○							○											○								○							
奈良県	宇陀市	○							○											○								○							
奈良県	山添村			○																				○						○					
奈良県	平群町	○							○											○													○		
奈良県	三郷町	○							○										○											○					
奈良県	斑鳩町	○							○											○										○					
奈良県	安堵町	○							○											○													○		令和3年度については家計急変に関する相談がなかったため就学援助制度での対応はなし。
奈良県	川西町	○							○											○										○					
奈良県	三宅町	○							○											○										○					
奈良県	田原本町	○							○											○										○					
奈良県	曽爾村			○																						○	検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前支給をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、別途制服購入費の補助あり）			○					
奈良県	御杖村		○										○															○							
奈良県	高取町	○							○											○										○					
奈良県	明日香村	○							○										○									○							
奈良県	上牧町	○							○											○								○							
奈良県	王寺町	○							○											○										○					
奈良県	広陵町	○							○											○										○					
奈良県	河合町	○							○											○										○					
奈良県	吉野町	○							○											○										○					
奈良県	大淀町	○							○											○								○							
奈良県	下市町			○											○							○							○						
奈良県	黒滝村					○																											○		
奈良県	野迫川村		○										○																				○		
奈良県	天川村		○										○																				○		
奈良県	十津川村			○																		○		○						○					
奈良県	下北山村			○																		○											○		
奈良県	上北山村					○																											○		
奈良県	川上村			○																					○		本村では義務教育に係る費用がほぼ無償化されている為						○		
奈良県	東吉野村		○										○																	○					
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる事要保護への影響及び対応について											6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における事要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)で ソ、タ又は チに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)で ツに○をした場合、市区町村民税課税最低額に掛ける係数（倍率）	(6) (3)で テと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応								(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所会員日雇労働者	ク. ケ・コ・サ以外の会費、学級費等学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、就学後、就職等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると客観で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活保護世帯	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活の保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同の基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割）又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく事要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく事要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じるため、対応していない（事要保護者がいない、影響を受ける所得層の事要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（（3）に内容を記載してください。）		年	月	
40	40	18	20	11	7	7	15	5	4	5	5	5	5	7	2	13	9	2	0	8	24	0	8	0	17	5	8	8	5	1	1	5	5	
奈良県	奈良市																			○			市民税所得割税額が、扶養人数に応じて一定額以下のもの												15%未満
奈良県	大和高田市		○																																15%未満
奈良県	大和郡山市																○				1.4				○				○						30%未満
奈良県	天理市															○					1.3				○										20%未満
奈良県	橿原市	○														○					1.3				○				○						15%未満
奈良県	桜井市															○					1.3					○							平成25	4	15%未満
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
奈良県	御所市		○																																20%未満
奈良県	生駒市																			○			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額												10%未満
奈良県	香芝市	○														○					1.3				○			○							15%未満
奈良県	葛城市																○				1.3				○			○			○（公表値算定の際は ア）	令和4年度より新規に採用した認定基準のため、前年度比の検討余地がない。			15%未満
奈良県	宇陀市	○	○	○													○				1.1					○							平成24	4	10%未満
奈良県	山添村															○					1.3				○			○							5%未満
奈良県	平群町	○	○	○												○					1.3					○							平成24	12	15%未満
奈良県	三郷町																○				1.3					○							平成24	12	15%未満
奈良県	斑鳩町	○	○	○		○	○	○								○					1.3					○							平成25	8	10%未満
奈良県	安堵町															○					1.3				○			○							25%未満
奈良県	川西町		○														○				1.3				○				○						15%未満
奈良県	三宅町		○														○				1.3				○			○							15%未満
奈良県	田原本町						○									○					1.3				○				○						10%未満
奈良県	曽爾村	○	○	○			○									○					1.3				○		○								5%未満
奈良県	御杖村	○	○	○			○										○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	高取町						○											○			1.5														15%未満
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めた場合		○		○								5%未満
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○			○	○									○			教育長が特に就学援助の必要があると認める者（家庭状況の変化（リストラ・倒産等）が認められる者）												15%未満
奈良県	王寺町	○														○				○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認めるもの		○			○							10%未満
奈良県	広陵町	○	○											○			○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	河合町	○	○		○	○	○											○		○	1.1		失業、長期療養、火災、不慮の事故等により生活が困窮していると認められる者												15%未満
奈良県	吉野町		○																																20%未満
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
奈良県	下市町																			○			住民税所得割の非課税												10%未満
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				0%未満
奈良県	野迫川村																			○			学校において必要と認められる者。												0%未満
奈良県	天川村		○																																10%未満
奈良県	十津川村	○														○		○			1.3				○			○							5%未満
奈良県	下北山村						○							○	○																				15%未満
奈良県	上北山村	○					○					○																							0%未満
奈良県	川上村						○																												0%未満
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○																					10%未満
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		○														○				1.3				○			○							15%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
40	40	37	1	1	10	10	10	26	26	1	0	37	1	1	8	8	8	28	28	0	2	8	8	8	0	0	0	0	0	1	2	35	18	18	15	15	15	2	2	1	2	9
奈良県	奈良市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					
奈良県	大和高田市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	19,235					
奈良県	大和郡山市	○						○	※	○		○						○	40,600													○			○	21,490	21,338					学用品費・通学用品費等　1年生　11,420円　2～6年生　13,650円
奈良県	天理市	○						○	11,630			○						○	40,600													○			○	35,000	26,899					校外活動費（宿泊を伴うもの）：令和3年度実績なし
奈良県	橿原市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					
奈良県	桜井市	○						○	1,170			○						○	40,300													○			○	21,490	21,490					
奈良県	五條市	○			○	13,900	13,274					○			○	51,060	51,060															○	○	26,838								①学用品費と通学用品費を合計した額を上表の学用品費に記載。 小学校1年生は11,630円（通学用品費なし）、その他の学年は13,900円（通学用品費2,270円）、1年生の割合は11% ②オンライン通信費は令和4年度から支給開始するため、令和3年度の実績額は不明
奈良県	御所市	○			○	11,630	11,630					○						○	51,060													○			○	22,690	22,690					
奈良県	生駒市	○						○	11,630			○						○	40,600			○	○	715								○	○	28,513								
奈良県	香芝市											○						○	51,060													○			○	20,000	20,000					
奈良県	葛城市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	16,735					
奈良県	宇陀市	○						○	11,100			○						○	41,060													○			○	22,690	21,890					
奈良県	山添村	○						○	11,630			○						○	54,060													○						○	22,690			
奈良県	平群町	○			○	11,630	11,630					○						○	51,060													○	○	30,000								
奈良県	三郷町	○						○	11,360			○						○	27,900			○	○	0						実績なし		○			○	27,900	27,582					通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）及び医療費は実績なし 令和4年度より、オンライン学習通信費を新設。1世帯あたり一定額（14,000円）を支給する。
奈良県	斑鳩町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,005								
奈良県	安堵町	○						○	11,420			○						○	54,060													○	○	18,951								
奈良県	川西町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,247								
奈良県	三宅町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,978								
奈良県	田原本町	○						○	11,630			○						○	54,060		※4/1認定の新1年生のみ											○			○	22,690	17,649					
奈良県	曽爾村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0					○	○	0																○	「曽爾村就学旅行費補助金」より全児童へ全額支給	
奈良県	御杖村	○						○	11,420			○						○	40,600			○	○	0								○	○	0								支給実績はありません。
奈良県	高取町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○			○	22,690	22,690					
奈良県	明日香村	○	○	11,630								○	○	25,530																		○	○	22,690								医療費　実績がなかった為
奈良県	上牧町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	27,193								
奈良県	王寺町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0						実績なし		○	○	29,336							3校平均	
奈良県	広陵町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	28,000								
奈良県	河合町	○			○	11,630	10,595					○			○	54,060	51,060															○	○	24,690								・体育実技用具費は実績なし。 ・オンライン学習通信費は新設費目のため、令和4年度予算に計上した単価で記入 ・学校給食費は、令和3年度は4月から10月分の給食費を無償とした
奈良県	吉野町	○			○	13,900	13,900					○			○	54,060	54,060															○	○	30,000								
奈良県	大淀町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	27,747								
奈良県	下市町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0						支給実績なし		○	○	26,144								通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）・医療費は、実績なし。
奈良県	黒滝村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0																									
奈良県	野迫川村																																									
奈良県	天川村	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	14,465								
奈良県	十津川村	○			○	11,630	0					○			○	54,060	0															○			○	22,690	0					修学旅行費、医療費及び学校給食費について、対象費目としているが全額補助（無償化）としている。
奈良県	下北山村	○						○	16,500																							○						○	16,500			
奈良県	上北山村	○			○	12,000	0					○			○	24,000	0															○			○	12,000	0					
奈良県	川上村	○			○	12,000	12,000					○			○	24,000	24,000																									
奈良県	東吉野村	○						○	11,630			○						○	54,060		対象がいない											○	○	56,471								
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | (2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額) | | |